

公益財団法人全日本柔道連盟
名誉会長、特別顧問、顧問および参与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第31条に基づき、名誉会長、特別顧問、顧問および参与に関する事項について定める。

(名誉会長)

第2条 名誉会長は、本連盟の会長を務めた者から選任する。

(特別顧問)

第3条 特別顧問は、会長が委嘱を必要と認めた職務について、当該職務に関する知見ないし経験等を有する者を選任する。

(顧問)

第4条 顧問は、次の各号の一に該当する者の中から選任する。

(1) 本連盟の理事で、会長、副会長、専務理事、および地区の連盟会長を1期以上務め退任した者。ただし、該当者が退任時に60歳未満の場合は、その者が満60歳になった後に選任する。なお、理事から他の役職（監事、評議員または特別顧問）に就任する者は除く。

(2) 柔道界のために多大な貢献をした者で会長が推薦する者。

2. 顧問に就任した者が、再度、理事・監事、評議員または特別顧問に就任した場合は、一度顧問を退任し、理事・監事、評議員または特別顧問を退任した時に、再度顧問に就任する。

(参与)

第5条 参与は、次の各号の一に該当する者の中から選任する。

(1) 本連盟の理事・監事、評議員および代議員を1期以上務め退任した者。ただし、該当者が退任時に60歳未満の場合は、その者が満60歳になった後に選任する。

なお、現役職から他の役職（理事・監事、評議員および特別顧問）に就任する者は除く。

(2) その他、会長が推薦する者。

2. 参与に就任した者が、再度、理事・監事、評議員または特別顧問に就任した場合は、一度参与を退任し、理事・監事、評議員または特別顧問を退任した時に、再度参与に就任する。ただし、後に顧問就任の要件を満たした場合は、理事会の承認を得て顧問に委嘱する。

(選任)

第6条 名誉会長、特別顧問、顧問及び参与の就任については、理事会の承認を得て、会長が選任する。

(任期)

第7条 名誉会長および特別顧問の任期は、選任時に理事会で定める。

2. 顧問および参与の任期は、選任後8年以内に終了する最終事業年度末とする。

3. 顧問または参与に就任後、再び理事・監事、評議員または特別顧問に就任し、一旦顧問または参与を退任した場合は、最後に理事、監事、評議員または特別顧問を退任した日を基準として8年以内に終了する最終事業年度末とする。

(報酬)

第8条 名誉会長、顧問および参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2. 特別顧問の報酬は、その業務内容を勘案して会長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この内規は、平成3年10月23日から施行する。

2. この内規は、平成7年7月1日から一部改定して施行する。

3. この内規は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

4. この内規は、平成26年10月16日から一部改正して施行する。

5. 4. の改正に合わせ、既に就任している顧問および参与の任期は、就任日から8年以内に終了する最終事業年度末とする。

6. この内規は、平成29年10月2日から一部改正して施行する。

7. この内規は、名称を規程に改め、2021年6月29日から一部改正して施行する。